

(各教育事務所長経由)

4教健第210号
令和4年6月9日

各市町村教育委員会教育長様

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(依頼)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和4年6月12日(日)をもって終了することが示されました。

つきましては、県の重点対策が終了することを踏まえ、令和4年6月13日(月)から学校における行動基準*を“レベル1”とすることを別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたので、お知らせします。

県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があります。貴教育委員会におかれましても、別紙写しを参考にして、感染症対策を徹底するようお願いします。

*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第6版>」P8

(事務担当	義務教育課	主幹	吉川	電話024-521-7774)
(高校教育課	主幹	亀田	電話024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	齋藤	電話024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話024-521-7777)



4教健第210号
令和4年6月9日

各県立学校長様

教育長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和4年6月12日（日）をもって終了することが示されました。

については、県の重点対策が終了することを踏まえ、令和4年6月13日（月）から学校における行動基準*を“レベル1”とし、下記のとおりの対応とすることとします。

県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があります。加えて、地域や学校ごとの状況を踏まえた機動的な対応を適切に実施するようお願いします。

*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル＜改訂第6版＞」P8

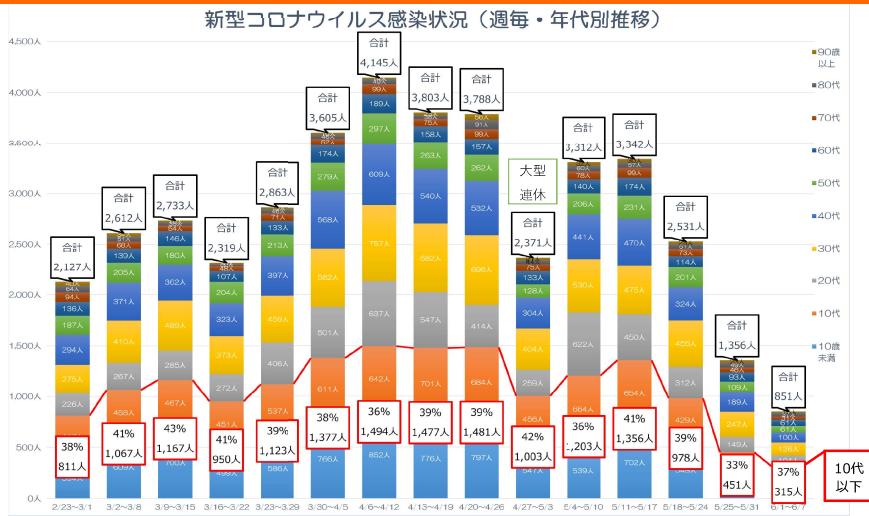
記

<令和4年6月13日（月）からの対応>

- 1 「感染リスクの高い学習活動」について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- 2 通常の部活動や練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- 3 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 斎藤 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

4月中旬をピークに、感染者数は減少傾向にあります



子どもの感染拡大防止重点対策を終了し、
基本対策へ移行します。



自分自身、そして（重症化リスクの高いご高齢の方を始め）大切な人を守るために、
引き続きお一人お一人の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

感染拡大防止のための基本対策

令和4年6月9日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり 基本的な感染対策を徹底してください。



場面に応じて
マスクを正しく着用※
しましょう。
(不織布マスクを推奨)



こまめな手洗い、
手指消毒を徹底
しましょう。



窓を開けるなどして、
こまめな（できれば常時）換気をしましょう。



人と人との距離は、
できるだけ2m
取りましょう。

- ・高齢の方や、基礎疾患のある方は、
感染リスクの高い行動は控えましょう。
- ・家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ・同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から
数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



免疫力アップ！

施設の設置・管理者の皆さんにお願いします

- ・職員の方（ご家族を含む）の体調管理を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、速やかに受診できるように配慮をお願いします。

大学・専門学校等

- ・感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をお願いします。

中学・高等学校

- ・感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策や学校外の感染防止対策にも、指導・注意喚起をお願いします。

小学校・放課後児童クラブ

- ・感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動での感染防止対策をとり、時間や場所の分散を図り、密集や近距離での活動に留意願います。

幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・感染対策のマニュアル等を確認し、発育状況や活動状況等に応じて感染防止対策を徹底してください。

医療機関・高齢者・障がい（児）者施設

- ・感染対策のマニュアル等及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。